

平成22年1月

保護者の皆様へ

西宮市長

西宮市立留守家庭児童育成センターの運用に関する重要なお知らせ

平素は、留守家庭児童育成センターをご利用いただき、ありがとうございます。

さて、留守家庭児童育成センターの運用に関して、平成22年度より変更がございますので、下記によりお知らせいたします。

記

1. 指定管理者について

本市の留守家庭児童育成センターは指定管理者が運営しています。各センターの指定管理者につきましては、平成21年12月市会において、以下のとおり決定されました。

施設名	指定管理者	指定期間
瓦林留守家庭児童育成センター 津門留守家庭児童育成センター 広田留守家庭児童育成センター 瓦木留守家庭児童育成センター 平木留守家庭児童育成センター 今津留守家庭児童育成センター	社会福祉法人 西宮市社会福祉協議会 理事長 細谷 正 西宮市染殿町8番17号	平成22年4月1日～ 平成26年3月31日 (4年間)
用海留守家庭児童育成センター 浜脇留守家庭児童育成センター	財団法人神戸YMCA 理事長 武田 寿子 神戸市中央区加納町2丁目 7番15号	平成22年4月1日～ 平成26年3月31日 (4年間)
上記以外の施設	社会福祉法人 西宮市社会福祉協議会 理事長 細谷 正 西宮市染殿町8番17号	平成22年4月1日～ 平成24年3月31日 (2年間)

2. 指定管理者の変更に伴う申請書類等の提出先について

この変更に伴い、申請書類及び取消届、辞退届の提出先が変更になります。なお、申請時期により申請書類等の入手・提出先が異なりますので、ご注意ください。

ア. 平成22年3月31日まで

育成センター名	申請書類等の入手・提出先
用海留守家庭児童育成センター	西宮YMCA (神戸YMCA西宮ブランチ) 〒662-0977 西宮市神楽町5番23号 TEL 0798-35-5987
用海留守家庭児童育成センター 以外の育成センター	西宮市社会福祉協議会 育成センター事業課 〒663-8233 西宮市津門川町2番28号 TEL 0798-36-7127

イ. 平成22年4月1日から

育成センター名	申請書類等の入手・提出先
用海留守家庭児童育成センター 浜脇留守家庭児童育成センター	西宮YMCA（神戸YMCA西宮ブランチ） 〒662-0977 西宮市神楽町5番23号 TEL 0798-35-5987
上記以外の育成センター	西宮市社会福祉協議会 育成センター事業課 〒663-8233 西宮市津門川町2番28号 TEL 0798-36-7127

3. 開所時間の変更について

平成22年4月1日より、開所時間が次のとおりとなります。

- (1) 小学校の授業日 下校時から午後5時まで (希望者は午後7時まで利用可)
- (2) 小学校の休業日
- ア 土曜日 午前8時30分から午後5時まで (延長利用はありません)
- イ ア以外の日 午前8時30分から午後5時まで (希望者は午後7時まで利用可)

なお、延長利用を希望する場合は、事前登録が必要です。また、通常の育成料のほかに、別途延長利用料（月額3,000円、日割無し）が必要です。利用料の減免の取扱いは下表のとおりです。

利用料の減免の取扱い

児童の属する世帯の階層区分等	減免後の育成料の月額	減免後の延長利用料の月額
生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	0円	0円
前年度分市民税の所得割が非課税である世帯のうち、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯	0円	0円
前年度分市民税の所得割が非課税である世帯(前項の世帯を除く。)	2,000円	3,000円
前年度分市民税の所得割の額(世帯構成員中2人以上の所得がある場合については所得割の額の合計額とする。以下同じ。)が60,000円未満である世帯	4,100円	3,000円
前年度分市民税の所得割の額が60,000円以上120,000円未満である世帯	6,100円	3,000円

【問合せ先】

西宮市健康福祉局こども部 子育て企画・育成グループ
〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号 西宮市役所本庁舎7階
電話 0798-35-3659